

## 【別添】くじ抽選の方法について

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者が2者以上いる場合は、次の方法によりくじ(抽選)で落札者を決定する。

### 1 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄にあらかじめ任意の数字「000～999」を記入する。なお、当該入札書のうちくじ番号に記載がない者があるときは、当該入札に関係のない職員が、「くじ番号」用のくじ(0～9)を用いて、百の位、十の位、一の位の順で、引いた番号を記載するものとする。

### 2 くじの手順

- (1)鳥取県競争入札参加資格者名簿に登録されている業者コードの小さいものから順に「抽選番号」(0、1、2、3、・・・)を付与する。
- (2)くじ対象者の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計し、その合計をくじ参加者の数で除算し、余りを算出する。
- (3)上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)の「抽選番号」の見積参加者を落札者とする。

例) くじ対象者が3者の場合

(1)鳥取県競争入札参加資格者名簿に登録されている業者コードの小さいものから順に「抽選番号」(0、1、2、3、・・・)を付与する。

| 業者名 | 任意のくじ番号 | 業者コード | 抽選番号 |
|-----|---------|-------|------|
| A社  | 123     | 00109 | 0    |
| B社  | 078     | 02103 | 1    |
| C社  | 349     | 14291 | 2    |

(2)くじ番号の和を求め、くじ対象者数で除算し、余りを算出する。

$$123(A社) + 078(B社) + 349(C社) = 550$$

$$550 \div 3(者) \cdots \underline{\text{余り } 1}$$

(3)落札者の決定

| 業者 | 抽選番号 | 落札 |
|----|------|----|
| A社 | 0    |    |
| B社 | 1    | ○  |
| C社 | 2    |    |

※抽選番号と余りが一致